

質 疑 書

| No. | 質疑事項 | 回 答 |
|-----|---|---|
| 1 | 契約保証金は年度単位で納付するのでしょうか？また納付期限、還付時期についてご教示ください。 | 1 単年度契約ごとの納付です。納付期限は契約日直前の3月31日、還付時期は委託料支払い時となります。 また、選定審査及び過去の業務実績等からの判断により、保証金の全部又は一部の納付を免除する場合があります。 |
| 2 | 法人案内について、患者向けの病院案内を代用して良いのでしょうか？ | 2 社（病院）名、所在地、代表者、設立年月日、事業内容、従業員数等がわかるものであれば代用可能です。 |
| 3 | 当院は登記ができない法人のため、登記簿謄本は提出できません。代わりに提出する書類等がありますか？ | 3 定款・官報の写しで代用可能です。 |
| 4 | 財務諸表の写しについて、院運営協議会にて提示している損益計算書、貸借体表表、キャッシュフロー計算書の提出で良いのでしょうか？ | 4 病院運営協議会に提示しているもので良いです。 |
| 5 | 単年度ごとの積算内訳 例とありますが、任意の様式で作成しても良いのでしょうか？ | 5 任意様式で良いですが、大項目は提示例のものを含むようお願いします。 |
| 6 | メンタルヘルス相談事業のラインケア・セルフケアに関して、来所及び電話（又はオンライン面談）とありますが、来所いただく場所の確保は必須の条件になりますでしょうか？ また、必須条件の場合、医師・公認心理師等又は保健師の常駐は必要でしょうか？ たとえば、面談スペースを確保し、その場所からオンラインで面談を行うという方法は可能でしょうか？ （該当箇所：仕様書1 ページ目・5 業務内容(1)メンタルヘルス相談事業） | 6 センター内に常設の相談室を設け、来所による相談に応じる体制を整えることが必要です。また、来所による相談以外に、電話による相談又はオンライン相談を可能とする体制をとってください。 業務が円滑かつ効率的に遂行できるように、受託する医療機関に常勤医師1名以上及び公認心理師2名以上を含む必要な人員を配置することが条件で、相談室に常駐は必須ではありません。 |
| 7 | 管理職研修・一般（セルフケア）研修についてオンライン形式での提供は可能でしょうか？ （該当箇所：仕様書P.37メンタルヘルス研修事業の詳細業務及び提案事項(1),(2)） | 7 単独主催の場合は、オンライン形式による提供のみも可能ですが、共催研修や職場研修支援の場合は、講師派遣を原則とし、オンライン研修や研修動画の提供による研修支援の希望があった場合については、それに対応していただくことが望ましいです。 |

| | | |
|----|--|---|
| 8 | <p>支援メニューについて、対面とオンラインとで指定ございますでしょうか？</p> <p>(該当箇所：仕様書 P.3 【提案事項】①支援メニュー)</p> | 8 上記6の回答をご参照ください。 |
| 9 | <p>企画提案業務A また企画提案業務Bについて、対面もしくはオンラインでも可能でしょうか？また実施回数を目安はありますでしょうか？(該当箇所：仕様書 P.3 7メンタルヘルス研修事業の詳細業務及び提案事項(1), (2))</p> | 9 対面もしくはオンラインで実施するか、及び実施回数については指定していませんが、十分な事業効果が得られるかどうかを考慮した事業案をご提案ください。 |
| 10 | <p>「開設時間は、組合員の利便性を考慮しつつ、年間500時間以上の相談時間が確保できる体制を整えること。」とありますが、教員の方々の利便性を考慮すると、夜間・休日を中心に500時間の相談体制を整えた方が望ましいという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(該当箇所：仕様書 P.2 6メンタルヘルス相談事業の詳細業務及び提案事項(1), (2))</p> | 10 組合員の利便性を考慮しつつ、業務が円滑かつ効率的に実施できる時間帯をご提案ください。開設時間に夜間・休日が含まれることは組合員の利便性上、望ましいと考えます。 |
| 11 | <p>「医療機関の受診の必要性があると考えられる場合には、医療機関との連携について配慮すること」とありますが、この配慮とは具体的にどういった配慮が望ましいでしょうか？相談機関が直接医療機関担当者と、相談者の状況について相談内容や心身状態についても情報交換・対応を検討するという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>(該当箇所：仕様書 P.2 6メンタルヘルス相談事業の詳細業務及び提案事項(6))</p> | 11 相談者の心身の状況に応じ、また、相談者自身の希望に配慮しつつ、適切な医療機関を紹介する等の対応を想定しています。左記の対応が必要と考えられる状況が生じた場合は、その対応を含みます。 |
| 12 | <p>契約締結となった場合について、入金タイミングはいつになりますでしょうか？</p> | 12 原則は、各年度の業務について、前期・後期ごとに業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けた後に費用請求を行うことができます。請求を受理した日から30日以内に入金いたします(年2回の実績払い)。 |